

「とらわれの聴衆」(Captive Audience)

についての一考察

江 場 純 一

一 はじめに

「とらわれの聴衆」の具体例としては、国公営・私営の公共交通機関が商業宣伝などの車内放送を行っている場合の乗客（当該車内放送を拒否するため乗車拒否・降車すれば目的地に到達する）ができなくなるという不利益を被ることになり、目的地に到達しようとすれば乗車・車内放送を聞くことを拒否

- 一 はじめに
- 二 論点のまとめ
- 三 論点についての言及
- 四 結び

し得ないという、いわば「どうわれ」の状態にある乗客）などがある。

このように「聴かない権利」の内容・性格をどのように解するかが問題となるので、二つの判例（小田急事件・大阪地下鉄事件）の中で考えていきたい。

二 論点のまとめ

ア・乗客は車内放送を聴くことを拒否する自由を事実上有しないという状態にあるわけであるが、そうなると「聴かない権利」が憲法上認められるのか、またそれにまつわる憲法上の根拠は何かが問題となる。

イ・「聴かない権利」が憲法上認められるとしても、小田急株式会社のような私人に対しても憲法上の権利侵害を主張できるのかという、私人間効力の問題が生じます。

ウ・法人の人権享有主体性の問題
エ・「聴かない権利」は車内放送（私営）により侵害されたのかどうか？

オ・公権力が私法的行為を行う場合にも憲法は直接適用されるのか？
カ・「聴かない権利」は車内放送（公営）により侵害されたのかどうか？

三、「二・論点のまとめ」についての言及

ア・「聴かない権利」の憲法上の根拠について

〔学説〕

a. 一二条を根拠とする場合

①伊藤正巳裁判官補足意見（最判六三・一三・二〇〇）より
大阪地下鉄事件の最高裁判決の中で伊藤正巳裁判官が次のように補足意見を述べている。聞きたくない音を聞かされることは、心の静穏の侵害、すなわち、広い意味でのプライバシーの侵害となり得るし、この自己の欲しない刺激によって心の静穏を害されない利益は、憲法一二条の幸福追求権に含まれると解することもできないものではない。

〔批判〕

(一) 「静穏」と「心の静穏」とを区別することなく使用していることは、プライバシーの権利の中に、一二条の「自然的環境権」の側面と一九条の「思想・良心の自由」の側面が混ざってしまうのではないか。

(二) 車内放送の表現内容に着目するとき、「聴かない権利」を広義のプライバシーの権利と捉える必要性は必ずしもない。
②自己決定権の一つとして考える見解（小林説）

人格権ないしその一態様たるプライバシー権から、自己の私的領域に属する事が公的・私的権力の干渉を受けることなく自ら決定するという、人格的自律権ないし自己決定権が一般に導かれる。そして、「聴かない権利」もその一部であるとす

るもの。

(学説の状況)

間接適用説が通説的見解である。ここで私人間効力について説明する。

「自己決定権」と「プライバシーの権利」とは識別すべきである。

b. 一九条・二一条を根拠とする立場（渋谷説）

車内放送により心の静穏が害される場合は一九条の内心の自由、情報受領拒絶の意思が侵害される場合は二一条の表現の自由の問題である。その理由として、憲法典の権利カタログに載っていない権利・自由の補充としての意味を持つ二三条（幸福追求権）よりも、より具体的な個別の条文に根拠を求める方が説得力の点で優れるのではないか。

上記のような場合、心の静穏が侵されている時は、聞かない自由は内心の自由として把握され、一九条に基づきられ、また、情報受領拒絶の自由、または他者との会話が妨害されるという意味での情報提供・受領の自由が侵されているときは、聞かない自由は二一条に基づくことができる。（ジュリスト

そこで、憲法の人権規定の効力は私人間には直接的には及ばないが、私法の一般規定（民法九〇条 公序良俗違反）の解釈に人権保障の趣旨を導入して間接的に憲法の効力を及ぼすべきと解する（間接適用説、判例もとっている）。なぜなら、憲法の人権保障の精神をできるだけ私人間にも及ぼしながら、しかも、私的自治を不当に侵害しないような構成がとれるからである。

ただ、間接適用説でも、憲法が明文で私人間への適用を定めている規定（一五条四項後段 秘密投票の保障）や、私人間を規律する趣旨であると解される規定（一八条 奴隸的拘束から自由、二八条 団結権、二七条三項 児童酷使の禁止）については直接適用されるのが普通である。さて、間接適用説に話をもどすと、間接適用説といつても、人権規定の間接的適用の仕

No.九三八号より）

イ、「聴かない権利」が憲法上の根拠を有するとしても、憲法上の権利は、本来公権力に対するものである。そこで、小田急株式会社のような私人に対しても憲法上の権利侵害を主張できるのか、いわゆる私人間効力の問題が生ずることになる。

方には幅があるので、具体的な法律関係、侵害の態様、侵害される人権、相手方の人権などを考慮して細やかかつ客観的な利益考慮が必要であるのである。

小田急事件の最判昭六三・一二・一五判決では、私人間効力の問題に入ることを避けようとしたのか民法上の人格権侵害が理由とされ、憲法論は出てきていなかった。

ウ. 法人の人権享有主体性
法人たる小田急が商業宣伝放送をすることは、小田急社の表現の自由（二二条）または営業の自由（二二二条）に基づくものと思われる。それで、その前提として法人の人権享有主体性が問題となる。

（学説）

a. 否定説（宮沢教授、覚道教授など）

（理由）

法人の構成員は自然人であり、その活動は自然人を通じて行われ、究極的にはその効果が自然人に帰属することを根拠としている。

b. 肯定説（佐藤幸治、芦部信喜、伊藤正巳、各教授など）

現代社会において、法人も自然人と並んでその重要な構成要素であり、同じように活動する実体をそなえていることを根拠とする。

（理由）

・高度に組織化された現代社会において、法人の集団的行為を個別的行为に還元・分解することは非現実的である。

・a説では、財团法人のように、自然人がその構成員とはならない場合や、法人格を有しない団体の人権の享有を説明できなくなるのでは。

・一九四九年制定のドイツ連邦共和国基本法のよう、「基本権は、その本質上内国法人に適用されうる限り、これにも適用される」（一九条三項）と明文で定める憲法も出現している。

（参考文献）

佐藤幸治「憲法」（青林書院）

芦部信喜「憲法」（岩波書店）

辻村みよ子「憲法」（日本評論社）

エ. 「聴かない権利」は車内放送（私営）により侵害されたか？

Y社（小田急電鉄株式会社）、Xという私人間の問題については間接適用説に立つことを前提として、Xの権利は侵害されたといえるか。Xの聴かない権利とY社の表現の自由、営業の自由との利益衡量を考えなければならない。

(学説)

①肯定的に考える見解（小林説）

商業宣伝放送は一般的に営業の自由に支えられ、また表現の自由の保障を受け得るものである。しかし、本件の放送に関しては、表現の自由を持ち出す余地が狭く、また営業の自由については、旅客運送事業の場合、公営・私営を問わず極めて高い程度に有している公共性によって強い制限があると考えられ、聴き手に受忍を求める要件が欠如しているものといえる。

②否定的に考える見解

乗客は車内において逃げられない状態で放送を聞かされること、旅客運送業は私営といえども極めて高い公共性を有しております。営業の自由は一定の制限を受けてもやむを得ないなどを考えれば乗客の利益を優先させるべきとも考えられる。

しかし、商業宣伝の持つ表現の自由の側面を重視すれば最大限の保障が与えられることが望ましい。また、乗客は電車の車内という公共の場にいるわけだから、そのプライバシーの利益も若干後退せざるを得ない。これらの事情を考慮すれば、鉄道会社の車内放送は違法とまではいえない。

(判例)

小田急事件（東京高判昭五七・一二・一一）は、「商業宣伝

活動を行う自由」と「人格権」との調整基準として受忍限度論を開拓し、「その活動の時、場所、様態、侵害の程度等に照らし、個人が社会生活上これを受忍するのが相当と認められる範

オ・公権力が私法的行為を行う場合にも憲法は直接適用されるか

大阪市が経営する地下鉄内で商業宣伝放送という私法的行為を行っており、その場合の法的規制は公法によるよりも、むしろ私的自治の妥当する私法によるべきかもしれない。

そこで、憲法九八条一項（最高法規）が規定する憲法の最高法規性が、公権力の私法的行為を対象とするのかが問題となつてくる。

(学説)

(一) 否定説（通説）

九八条一項の「國務に関するその他の行為」の意味しているところは、「公権力の行使による法規範の定立」であつて、「私人と対等の関係」で行う国の私法的行為は含まれない。

(理由)

①憲法は「公的行為」を規制するものである。

②間接適用説によつて憲法の理念を私法行為に生かすことができる。

因にとどまる限り、その侵害について違法の問題は生じない」として、商業宣伝放送を受忍限度内とした。そして、最高裁は、

「原審の判断は、正当としては認ることができ、その過程に違法はない」との判断を示した（最判昭六三・一二・一五）にとどまる。

(批判)

①公法・私法峻別の意味は失われ、今日ではその区分は相対的なものにとどまるのではないか。

②両者の法的取り扱いの相違も、憲法下の法律制度上設けられた違いとみるべきで、法律の定め方によつて憲法規範の適用を左右できるとするのはおかしい。

③国には、私人のような私的自治は認められず、かえつて憲法がその行為規範として存在しているのであるから、間接適用説を正当化する理由は見いだしがたい。

(二) 肯定説

①戸波説

九八条には私法的行為を含む国の行うすべての行為が含まれる。ただし、その私法行為が違憲であると評価される場合でも、一方当事者たる国民の利益が不当に害されてしまう。その効力は、契約の目的・動機・内容・契約相手方との関係を考慮しつつ、公序良俗規定により判断するのが妥当である。

②野中説

国と私人と全く対等の一人格として扱う公法・私法二元論の積極的意義を認め、国の私法的行為は本来国民に強制できない性質を有するとした上で、ただその違憲性が争われるのは、当該行為が実質的に公権力の行使と同一の性格を帯びる特殊な事例に限られる。

(判例)

自衛隊百里基地建設のために土地を国に売り渡す行為が、憲法に違反しないか争われた事案として、百里基地訴訟（最判平元六・二〇）がある。争点の一つとして、九八条一項の「國務に関するその他の行為」には私法上の行為も含まれるかどうかが問題となっていた。これは、国が行つた売買契約も、國務に関する売買契約であるから、九条に反するものとして、無効になるのではないかということにつながる。

これに対する判旨では、次のように言つてゐる。九八条一項にいう「國務に関するその他の行為」とは、「公権力を行使して法規範を定立する國の行為を意味し」、したがつて國の行為であつても「私人と対等の立場で行う國の行為は、右のようない法規範の定立を伴わないから」、九八条一項にいう「國務に関するその他の行為」に該当しないものと解すべきであると述べている。

しかし、私が思うに、國の私法上の行為について九八条一項の適用がないとする、たとえば、人種差別を含む國の契約も、私人間適用の問題は残るにしても、本来の憲法の拘束外にあると捉えることになるがそれでよいのであらうか。

カ・「聴かない権利」は車内放送（公営）により侵害されたか。

エ・の私営の場合とは違つて、車内放送を行つてゐるのが、公権力である大阪市であるということである。

(学説)

(一) 肯定説

① 小林説

確かに、商業宣伝放送は一般的に営業の自由に支えられ、また表現の自由の保障を受け得るものである。しかし、本件の放送に関しては、表現の自由を持ち出す余地が狭く、また営業の自由についても、旅客運送事業の場合、公営・私営を問わず極めて高い程度に有している公共性によって強い制限があると考えられ、聴き手に受忍を求める要件が欠如しているものといえるのではないか。

② 渋谷説

車内放送としては行き先案内のような情報提供放送だけが許され、乗客マナー啓発放送、音楽放送、政治宣伝的放送、商業宣伝放送は許されない。

(二) 否定説(伊藤正巳裁判官補足意見)

違法性の判断は、侵害行為の態様との相関関係においてなされなければならない。通常、公共の場所ではプライバシーの利益は強い制約を受ける。しかし、車内放送は必然的に耳に入る所以、この場合乗客はいわゆる「とらわれの聴衆」である。ことは、乗客のプライバシーが交通機関側の経済的自由の行使にただちに優越することを意味するものではないが、両者を調整する上で考慮される一つの要素となる。

以上のような観点にたって本件をみてみると、「とらわれの

聴衆」であること、さらに本件地下鉄が地方公営企業であることを考慮にいれるとても、なお受忍の範囲を超えたプライバシーの侵害であるということはできない。

四 結び

伊藤補足意見が、「静穏」と「心の静穏」とを区別しないで使用していることが、プライバシーの権利の中に憲法一三条の側面と憲法一九条とを混在させる結果となっている。

とらわれた聴衆たちが、車内放送の音により心が乱されるといた側面に力点がおかれるが、市営地下鉄車内放送の違法性判断基準について、次のような基準を導いているように思われる。

車内放送の表現内容に着目すれば、とらわれた聴衆たちの権利を、必ずしもプライバシーの権利として捉える必要性はないのではないか。